



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第10号 令和5年3月23日発行

目次

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
34	令和5年4月9日執行の徳島県知事選挙における選挙運動に関し支出することのできる金額を告示する件	
35	令和5年4月9日執行の徳島県知事選挙における選挙運動に従事する者等に対し支給することができる実費弁償の額等を告示する件	
36	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	
37	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
38	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
39		地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

徳島県選挙管理委員会告示第二十四号

令和五年四月九日執行の徳島県知事選挙における選挙運動に関する支出することのできる金額は、次のとおりである。

令和五年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

二八、五〇三、八〇〇円

徳島県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百九十七条の二第一項及び第二項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県知事選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第百四十一条第一号の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第百四十二条の三第一項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第百四十三条第一項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者に限る。）に対し支給することができるとおり定める。

令和五年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

- 1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- 2 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- 3 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- 4 宿泊料（食事料二食分を含む。） 一夜につき一万二千元
- 5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千元
- 6 茶菓料 一日につき五百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

- 1 基本日額 一万円以内

2 超過勤務手当 一日につき基本日額の五割以内

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

- 1 鉄道賃、船賃及び車賃 第一号1、2及び3に掲げる額
- 2 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき一万円

四 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第百四十一条第一項第一号の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額

選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円以内

専ら法第百四十一条第一項第一号の規定により選挙運動のために使用される自動車

又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千元以内

専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千元以内

専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千元以内

徳島県選挙管理委員会告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和五年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一、二、二九七人

徳島県選挙管理委員会告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一六九、一三六八

徳島県選挙管理委員会告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七〇、八四六人
鳴門	一五、八四二人
小松島・勝浦	一一、三三二人
阿南	一九、八八一人
吉野川	一一、二二二人
阿波	一〇、一八七人
美馬	一〇、二六八人
三好第一	六、九六一人
名西	八、五四三人
那賀	二、二五二人
海部	五、四八九人
板野	二七、二四五人
三好第二	三、八九六人

徳島県選挙管理委員会告示第二十九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一六九、一三六八